

第4節 収集・処理計画

1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬計画の基本方針

ごみの発生抑制及び適切なリサイクルを推進していくためには、分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分を明確にしなければならない。

また、排出側の住民の理解を得やすい分別とし、収集する側の行政では、収集の容易な方法とする必要がある。収集方法については、再資源化等の処理方法や能力等も併せて検討する必要がある。したがって、これらを踏まえ、収集・運搬計画の基本方針を次のように定める。

< 収集・運搬計画の基本方針 >

- | |
|---|
| <p>ア ごみの発生抑制後、収集するごみの種類及び分別については、再資源化や適正処理を推進する観点から、明確でわかりやすいものとする。</p> <p>イ ごみの発生時を、発生抑制と再資源化の第一歩として位置付ける。</p> |
|---|

(2) 排出方法、収集方式、収集・運搬

現在(平成17年度)及び資源化施設稼働後(平成26年度)から目標年度(平成33年度)におけるごみの種類ごとの排出方法、収集方式及び収集・運搬のそれぞれの案を次の表に示す。

なお、粗大ごみの直接搬入については、今後検討を行う。また、日の出町では、戸別収集・有料化を検討中である。

[表2-4-1] 排出方法、収集方式、収集・運搬

| 現状の区分 | 種類 | 市町村別 | 排出方法 | | 収集方式 | | 収集・運搬 | |
|-------|---|-------|-----------|---------------------|---------------|---------------------|--------|---------------------|
| | | | 現状 | 平成26年度 目標年次 | 現状 | 平成26年度 目標年次 | 現状 | 平成26年度 目標年次 |
| 可燃ごみ | 生ごみ、紙類(非資源対象)、衛生品類、生活用品、葉・草・板・棒、木の枝 | あきる野市 | 袋等 | 袋等 | 戸別 | 戸別 | 委託 | 委託 |
| | | 日の出町 | | | ステーション*2 | | | |
| | | 檜原村 | | | ステーション | | | |
| 不燃ごみ | プラスチック、陶磁器類、ガラス類、針・釘・刃物等、皮革類、ゴム・ビニール、小型家電類、資源物対象外、その他 | あきる野市 | 袋 | 袋 | 戸別 | 戸別 | 委託 | 委託 |
| | | 日の出町 | | | ステーション*2 | | | |
| | | 檜原村 | | | ステーション | | | |
| | 発泡トレイ | あきる野市 | 不燃ごみとして収集 | 今後検討 | 戸別 | 今後検討 | 委託 | 今後検討 |
| | | 日の出町 | | | ステーション*2 | | | |
| | | 檜原村 | | | ステーション | | | |
| 資源 | 缶類、びん類 | あきる野市 | 自家用容器 | 自家用容器 | 戸別 | 戸別 | 委託*1 | 委託*1 |
| | | 日の出町 | カゴ | カゴ | リサイクルステーション | | 委託 | 委託 |
| | 缶類、びん類 スプレー缶 | 檜原村 | コンテナ | コンテナ | ステーション | ステーション | | |
| | | 金属類 | あきる野市 | 自家用容器 | 自家用容器 | 戸別 | 戸別 | 委託*1 |
| | 日の出町 | | カゴ | カゴ | リサイクルステーション | 委託 | | 委託 |
| | 檜原村 | | コンテナ | コンテナ | ステーション | ステーション | | |
| | 新聞紙、雑誌類 ダンボール 紙パック、布類 | あきる野市 | 縛る | 縛る | 戸別 | 戸別 | 委託*1 | 委託*1 |
| | | 日の出町 | | | リサイクルステーション*2 | | 委託 | 委託 |
| | | 檜原村 | | | ステーション | | ステーション | |
| | ペットボトル | あきる野市 | コンテナ | 今後検討 | 拠点 | 今後検討 | 委託 | 今後検討 |
| 日の出町 | | ネット | | | | | | |
| 檜原村 | | コンテナ | | | | | | |
| 有害ごみ | カセットボンベ ライター、スプレー缶 | あきる野市 | 袋 | 袋 | 戸別 | 戸別 | 委託 | 委託 |
| | | 日の出町 | カゴ | カゴ | ステーション | | | |
| | カセットボンベ | 檜原村 | コンテナ | コンテナ | ステーション | ステーション | | |
| | 蛍光管 乾電池 体温計 | あきる野市 | 袋等 | 袋等 | 戸別 | 戸別 | 委託 | 委託 |
| | | 日の出町 | カゴ | カゴ | ステーション | | | |
| 檜原村 | | 袋 | 袋 | ステーション | | | | |
| 粗大ごみ | 電気・ガス・石油器具、家具・寝具、趣味・健康用品、その他 | あきる野市 | 申込制 | 申込制 | 申込制 | 申込制*3 | 委託 | 委託 |
| | | 日の出町 | | | | | | |
| | | 檜原村 | | | | | | |

注) *1: 事業系のみ一定量以下の場合申請により委託収集

注) *2: 三吉野工業団地については、戸別収集であるが、ダンボールを除く資源についてはステーション収集

注) *3: 今後直接搬入を検討する。

(3) 収集区域の範囲

収集区域は、組合の組織市町村における行政区域全域とする。

(4) 収集・運搬の方法

現在(平成17年度)及び資源化施設稼働後(平成26年度)から目標年度(平成33年度)における収集・運搬の方法を、次の表に示す。

[表2-4-2] 収集・運搬の方法

| 現状の区分 | 種類 | 市町村別 | 収集回数 | | 収集車 | | |
|-------|---|-------|-----------|---------------------|--------------|---------------------|--------------|
| | | | 現状 | 平成26年度 目標年次 | 現状 | 平成26年度 目標年次 | |
| 可燃ごみ | 生ごみ、紙類(非資源対象)、衛生品類、生活用品、葉・草・板・棒、木の枝 | あきる野市 | 2回/週 | 2回/週 | パッカー車 | パッカー車 | |
| | | 日の出町 | 3回/週 | 3回/週 | | | |
| | | 檜原村 | 2回/週 | 2回/週 | | | |
| 不燃ごみ | プラスチック、陶磁器類、ガラス類、針・釘・刃物等、皮革類、ゴム・ビニール、小型家電類、資源物対象外、その他 | あきる野市 | 1回/週 | 1回/週 | パッカー車 | パッカー車 | |
| | | 日の出町 | 1回/週 | 1回/週 | | | |
| | | 檜原村 | 2回/月 | 2回/月 | | | |
| | 発泡トレイ | あきる野市 | 不燃ごみとして収集 | 今後検討 | パッカー車 | 今後検討 | |
| 日の出町 | | | | | | | |
| 檜原村 | | | | | | | |
| 資源 | 缶類、びん類 | あきる野市 | 2回/月 | 2回/月 | パッカー車 | パッカー車 | |
| | | 日の出町 | 2回/月 | 2回/月 | パッカー車 ダンプ | パッカー車 ダンプ | |
| | 缶類、びん類 スプレー缶 | 檜原村 | 2回/月 | 2回/月 | パッカー車 | パッカー車 | |
| | | 金属類 | あきる野市 | 2回/月 | 2回/月 | パッカー車 | パッカー車 |
| | | | 日の出町 | 2回/月 | 2回/月 | パッカー車 ダンプ | パッカー車 ダンプ |
| | 新聞紙、雑誌類 ダンボール 紙パック、布類 | 檜原村 | 2回/月 | 2回/月 | パッカー車 | パッカー車 | |
| | | あきる野市 | 2回/月 | 2回/月 | パッカー車 | パッカー車 | |
| | | 日の出町 | 2回/月 | 2回/月 | パッカー車 ダンプ | パッカー車 ダンプ | |
| | ペットボトル | あきる野市 | 拠点 | 今後検討 | パッカー車 | 今後検討 | |
| | | 日の出町 | 拠点 | | パッカー車 ダンプ | | |
| 檜原村 | | 2回/月 | パッカー車 | | | | |
| 有害ごみ | カセットボンベ ライター、スプレー缶 | あきる野市 | 2回/月 | 2回/月 | パッカー車 | パッカー車 | |
| | | 日の出町 | 2回/月 | 2回/月 | ダンプ | ダンプ | |
| | カセットボンベ | 檜原村 | 2回/月 | 2回/月 | パッカー車 | パッカー車 | |
| | 蛍光管 乾電池 体温計 | あきる野市 | 2回/月 | 2回/月 | パッカー車 | パッカー車 | |
| | | 日の出町 | 2回/月 | 2回/月 | ダンプ | ダンプ | |
| 檜原村 | 2回/月 | 2回/月 | パッカー車 | パッカー車 | | | |
| 粗大ごみ | 電気・ガス・石油器具、家具・寝具、趣味・健康用品、その他 | あきる野市 | 申込制 | 申込制*1 | 平ボディー | 平ボディー | |
| | | 日の出町 | | | ダンプ | ダンプ | |
| | | 檜原村 | | | 平ボディー | 平ボディー | |

注) *1: 今後直接搬入を検討する。

2 中間処理計画

(1) 中間処理計画の基本方針

中間処理は、可燃ごみの焼却や、不燃ごみ、資源、粗大ごみの破碎・選別、再資源化の可能なものの保管、焼却に伴うエネルギーの回収等を行うものであり、ごみ処理の最終目標である「循環型社会システム」の一面を担う工程である。

近年は、より効率的な資源化や周辺環境への配慮等(ダイオキシン類対策等)、中間処理に対する要求は、非常に高度化しており、ごみ処理事業の中でも、中間処理の重要性が増している。したがって、これらを踏まえ、中間処理計画の基本方針を次のように定める。

< 中間処理計画の基本方針 >

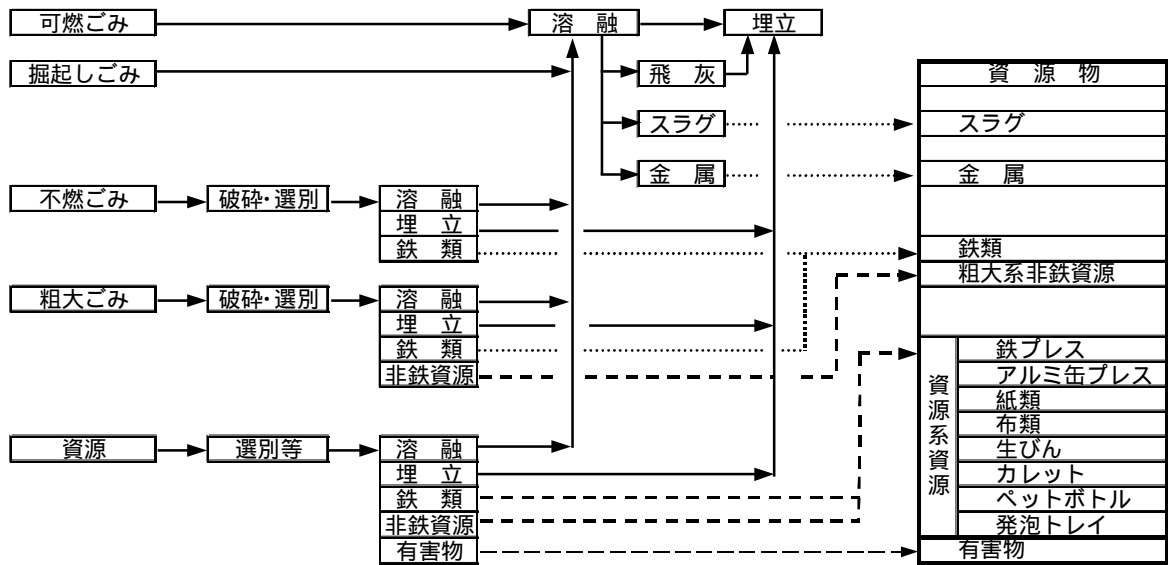
- ア 現有施設の維持管理を徹底する。
- イ 「循環型社会システム」を目指した中間処理施設として運営する。
- ウ 容器包装リサイクル法及び分別収集計画に対応した施設整備を推進する。
- エ 周辺環境へ影響の少ない処理計画とする。

(2) 中間処理

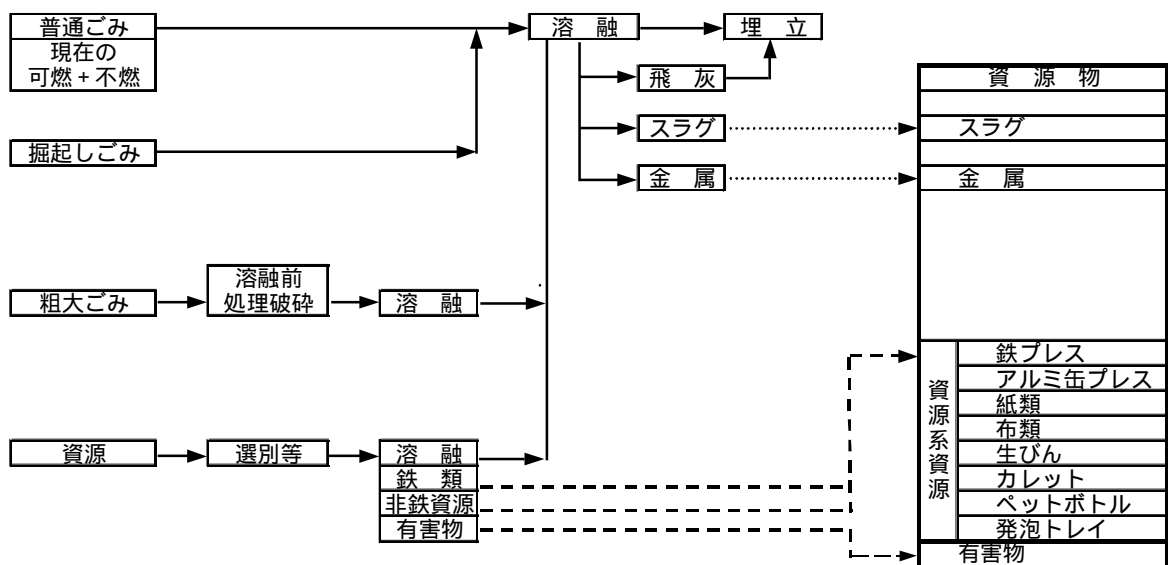
組合に搬入された各種の一般廃棄物は、次のごみ処理フローのとおり処理を行う。本計画では、【案 - 1】と【案 - 2】の2つの方式を提案することにより、今後の検討の基礎とする。

【案 - 1】現在とほぼ同様の収集、処理形態による場合

【案 - 2】可燃ごみと不燃ごみを「普通ごみ」として収集し、粗大ごみとともに全量溶融する場合



[図 2 4 - 1] 計画目標年度におけるごみ処理フロー【案 1】



[図 2 4 - 2] 計画目標年度におけるごみ処理フロー【案 2】

(3) ごみの種類ごとの処理方法

中間処理施設における【案 - 1】及び【案 - 2】について、ごみの種類ごとの処理方法を次の表に示す。

[表 2-4-3] ごみの種類ごとの処理方法

| 現状の区分 | 種類 | 【案 - 1】 | | 【案 - 2】 | |
|-------|------------|---------|----------------------|---------|----------------------|
| | | 区分 | 処理方法 | 区分 | 処理方法 |
| 可燃ごみ | 生ごみ類 | 可燃ごみ | 溶融 | 可燃ごみ | 溶融 |
| | 紙類(非資源対象) | | | | |
| | 衛生品類 | | | | |
| | 生活用品 | | | | |
| | 葉・草・板・棒 | | | | |
| | 木の枝 | | | | |
| 不燃ごみ | プラスチック | 不燃ごみ | 選別・溶融 | 可燃ごみ | 溶融 |
| | 皮革類 | | | | |
| | ゴム・ビニール | | | | |
| | 資源物対象外 | | | | |
| | その他 | | 選別・埋立 | | |
| | 陶磁器類 | | | | |
| | ガラス類 | | | | |
| | 針・釘・刃物等 | | 選別・資源化 | | |
| | 小型家電製品 | | | | |
| | 発泡トレイ | | 固化・資源化 | | |
| 資源 | ペットボトル | 資源 | 圧縮・資源化 | 資源 | 圧縮・資源化 |
| | 金属類 | | 選別・資源化 | | 選別・資源化 |
| | 缶類 | | | | |
| | びん類 | | | | |
| | 新聞紙 | | 再生・資源化 | | 再生・資源化 |
| | 雑誌類 | | | | |
| | ダンボール | | | | |
| | 紙パック | | | | |
| | 布類 | | | | |
| 有害ごみ | スプレー缶 | 有害ごみ | 一定処理後 資源化又は 埋立 | 有害ごみ | 一定処理後 資源化又は 溶融 |
| | カセットボンベ | | | | |
| | ライター | | | | |
| | 蛍光管 | | 委託処理 | | 委託処理 |
| | 乾電池 | | | | |
| | 体温計 | | | | |
| 粗大ごみ | 電気・ガス・石油器具 | 粗大ごみ | 破砕 | 粗大ごみ | 破砕 |
| | 家具・寝具 | | 選別 溶融 | | 選別 溶融 |
| | 趣味・健康用品 | | 資源化 | | 資源化 |
| | その他 | | | | |

(4) 適正処理困難物等の取扱方法

適正処理困難物の取り扱いについては、以下のように定める。適正処理困難物は、処理ができないごみのため、購入店又は販売店へ返却か、専門業者へ処理委託をするように指導を行う。

ア 臨時多量ごみ等

引越し等に伴う臨時多量ごみは、組織市町村のすべてが粗大ごみと同様に個別収集として扱うこととする。

イ 組合の施設で処理できないごみ

(ア) 次のものは、施設では処理できない旨を周知する。

産業廃棄物、コンクリート塊、中身の入っている塗料缶、ワイヤー、農薬、廃油、薬品、劇毒物、タイヤ・バイク(50cc超)、コピー機等のトナーカートリッジ、ガスボンベ等爆発のおそれのあるもの、その他組織市町村で指定する品目

コンクリート塊、ワイヤー及び廃油については、受入基準を充たす場合は可

(イ) 特別管理一般廃棄物(廃掃法第2条3項で定める一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等のものをいう。)は、処理対象外のごみとして、専門業者に処理委託するように周知する。

3 処理施設及びその整備計画の概要

中間処理施設整備計画の方針及び概要を以下に示す。

(1) 中間処理施設計画の基本方針

ア 全体的事項

(ア) 全体計画

- a 敷地の利用計画については、有効な土地利用に努め、周辺環境との調和、環境対策にも十分留意する。
- b 全体配置及び動線計画は、ごみ収集車、各種の運搬車の動線や一般車、見学者等の動線に充分配慮する。
- c 機器配置は、作業動線及び保守点検の容易性を優先し、設備装置は、原則として煙突を除き建屋内に収める。
- d 周辺住民及び周辺の環境等に対して排ガス、騒音、振動、悪臭、水質等の環境対策に十分留意した計画とする。

(イ) 施設建設の目標

計画施設では、収集したごみを可能な範囲で資源化する一方、可燃ごみ等は、熔融によりスラグやメタルとして再利用する。このことにより最終処分量を可能な限り少なくすることを大きな目的の一つとする。その過程では、安全かつ環境負荷を極力抑えなければならないことはいうまでもない。

さらに、資源化の一環としてエネルギーの有効利用を行うべき状況を考慮すると熱回収施設では経済的、効果的な最大限の熱回収を行う。そのため、施設計画に当たっては、次の事項を重点目標とする。

- a 周辺環境を保全し環境負荷を極力抑えた施設を目指す。
- b 組織市町村及び組合として可能な範囲の資源化を図ることのできる施設とする。
- c 資源化を図り、最終処分量の減量を考えた適正処理が可能な施設とする。
- d 余剰エネルギーの最大限の有効利用を図る。
- e 作業の安全性と作業環境の向上を図る。
- f 建築設備は、長期使用に耐えることのできる計画とする。

イ 熱回収施設の基本方針

施設の更新に当たっては、次のことを基本方針とする。

- (ア) 施設規模は、将来のごみの増加及びごみ質の変化に十分対応できるものとする。
- (イ) 設備は、最新の技術と設備機器を導入するとともに、施設内外の安全に配慮したものとする。
- (ウ) 建設コストが適正で維持管理が容易な方式とする。

- (エ) 国及び都の環境基準を遵守することはもとより、周辺の環境の保全を考慮した設備とする。また、有害物質等の発生が少なく、除去効率の優れたものとする。
- (オ) 排水処理設備は、次の処理を行う。
 - a 雨水は、集水して排水する。
 - b プラント用水は、再生して場内利用する。
 - c 生活排水及び洗車水は、再生し場内利用を基本に、下水道放流等と併せて検討し、有効かつ経済的な利用を図る。
- (カ) 施設で発生する余熱等のエネルギーを有効かつ経済的に利用できる設備とする。
- (キ) 建物及び工作物は、施設内の維持管理スペースを十分に考慮するとともに、外観も周囲との調和を十分に保つ意匠とする。
- (ク) 建築物は、仕様及び構造を十分に検討し、長期間の使用に耐えられる計画とする。
- (ケ) 継続使用する既存の施設については、必要に応じて設備等の改修を図り、効率的かつ経済的なごみ処理を行うための計画とする。併せて、最終処分量の減量化を図ることのできる計画とする。
- (コ) 計画施設の運転管理は、必要最小限の人数で運転可能なものとし、安定性、安全性、能率性及び経済性を考慮して、各工程を可能な範囲において機械化、自動化し、経費の節減と省力化を図る。特に、燃焼の制御、立ち上げ及び停止は、自動化し、さらに施設の運転管理は、全体の制御及び監視が可能な中央集中管理方式とする。

ウ 資源化施設及びその他の施設の基本方針

計画では、熱回収施設計画とともに、既存焼却施設の跡地利用及び既存の不燃物処理・資源化施設を改造し、効率的かつ経済的なリサイクルを目指す。

(ア) 方式選定

分別収集の種類及び資源化物の種類に応じて合理的な処理方式を選定し最適な資源化システムを構築する。また、選別工程や圧縮等の劣悪な労働を減らし、できる限り自動化を図る。

(イ) 処理能力

資源の搬入量は、季節変動及び日変動が大きいため、施設規模の過剰設計を避けつつ、変動に見合う設備処理能力の選定を行う。

(2) 中間処理施設整備計画の概要

中間処理施設（熱回収施設及び資源化施設等）の整備計画の概要は、次のとおりである。

ア 計画時期

(ア) 熱回収施設

平成 20 年度に用地造成に着手し、続いて 3 か年継続事業として建設工事を行い、平成 23 年度末に竣工とする。

(イ) 資源化施設等

熱回収施設の竣工後、既存の施設及び焼却施設の跡地を利用して平成 25 年度に工事を行う。

イ 計画工程

事業計画の工程は、おおむね次のとおりとする。

| 項目 | H.18 | H.19 | H.20 | H.21 | H.22 | H.23 | H.24 | H.25 |
|----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 生活環境影響調査(必要時) | | ←→ | | | | | | |
| 基本計画 基本設計 | | ←→ | | | | | | |
| 用地取得 測量等 | ←→ | | | | | | | |
| 造成工事 | | ←設計→ | ←工事→ | | | | | |
| 熱回収施設等 建設工事 | | | ←設計→ | ←工事→ | | | | |
| 資源化施設 建設工事 | | | | | | | ←設計→ | ←工事→ |

[図 2-4-3] 熱回収施設等の事業工程の概要

ウ 計画概要

施設の計画概要は、次のとおりとするが、今後さらに検討を重ね、循環型社会の形成、効果的かつ経済的な施設及び環境負荷低減を目指した計画とする。

(ア) 熱回収施設の概要

- a 処理能力 おおむね 117 t / 日
- b 処理方式 熔融方式
- c 計画炉数 2 炉
- d 運転時間 全連続燃焼式 (24 時間運転)
- e 主要設備

受入供給設備 : ピットアンドクレーン方式
排ガス処理設備 : 減温塔、バグフィルター等
排水処理設備 : 場内利用又は下水道放流等
灰処理設備 : 溶融処理
余熱利用設備 : ボイラ、タービン、発電及び温水利用

f 焼却条件

ダイオキシン類発生防止等ガイドラインを遵守したものとする。

g 公害防止設計基準

大気汚染物質

排ガス中のばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物及びダイオキシン類の設計基準に関しては、大気汚染防止法等をもとに、今後検討を重ね決定する。

溶融スラグ及び金属類

これらの物質は、再生利用するため、環境基準値未満の値とするが、設計基準は、今後検討する。

排水処理

基本的に場内利用とするが、一部は下水道放流も検討する。

騒音及び振動

敷地境界において環境基準値未満の値とするが、設計基準は、今後検討する。

悪臭

敷地境界において環境基準値未満の値とするが、設計基準は、今後検討する。

(イ) 資源化施設等の概要

資源化施設は、熱回収施設の建設後、既存の焼却施設の建屋及び粗大ごみ処理施設、不燃物処理・資源化施設を改造して計画する。

主な設備は、次のとおりとするが、詳細は、熱回収施設の竣工に併せて検討する。

ビン、缶、ペットボトル及び発泡プラの選別・減容設備
紙類、布類、生きビン及び の資源用ストックヤード
その他、必要な施設

4 最終処分計画

(1) 最終処分計画の基本方針

最終処分の目的は、ごみの発生抑制、中間処理、再資源化等の方策を講じた後、やむを得ず処分が必要なものを適切な施設のもとで、自然界の代謝機能を利用し安定化・無害化することである。

また、最終処分は、ごみ処理の最後の工程であり、適切な最終処分を行うことはごみ処理上重要な課題の一つである。したがって、これらを踏まえ、最終処分計画の基本方針を次のように定める。

< 最終処分計画の基本方針 >

- ア ごみの発生抑制に努め、適正な最終処分を実施する。
- イ 最終処分場に依存しないごみ処理事業の推進を図る。

(2) 最終処分方法及び量

ア 最終処分の方法

前項までに述べてきたように、現在よりも一層のごみの発生抑制及び再資源化を推進することを第一とし、平成 23 年度までは現状の埋立方法を継続する。

平成 23 年度の熱回収施設の完成をもって、熱回収施設規模算定の【案 2】とした場合、[図 2-2-4](2-39 ページ)のとおり埋立物は、溶融飛灰のみとなる。

イ 最終処分量

熱回収施設規模算定の【案 2】とした場合の最終処分量は、次の表のとおりである。

[表 2-4-4] 最終処分量

| 年度 | 焼却/溶融 | 焼却/溶融 | 埋立残さ | | | 最終処分量 | |
|------|--------|--------|-------|-----|-----|--------|--------|
| | 年間量 | 埋立灰 | 不燃系 | 粗大系 | 資源系 | 年間量 | H.9比 |
| | t | t | t | t | t | t | % |
| | F= A-E | G=F×灰% | H | I | J | K= G-J | |
| H.9 | 25,183 | 4,169 | 1,239 | 65 | 76 | 5,549 | 100.0% |
| H.11 | 26,025 | 4,312 | 1,349 | 72 | 32 | 5,765 | 103.9% |
| H.12 | 27,389 | 4,984 | 1,338 | 72 | 29 | 6,423 | 115.8% |
| H.13 | 27,736 | 4,824 | 1,008 | 58 | 83 | 5,973 | 107.6% |
| H.14 | 27,900 | 4,421 | 762 | 47 | 113 | 5,343 | 96.3% |
| H.15 | 28,557 | 4,786 | 920 | 53 | 232 | 5,991 | 108.0% |
| H.16 | 24,360 | 3,655 | 673 | 45 | 183 | 4,556 | 82.1% |
| H.17 | 24,564 | 3,577 | 787 | 43 | 39 | 4,446 | 80.1% |
| H.18 | 25,010 | 3,877 | 753 | 47 | 42 | 4,719 | 85.0% |
| H.19 | 25,233 | 3,911 | 754 | 47 | 43 | 4,755 | 85.7% |
| H.20 | 25,086 | 3,888 | 740 | 45 | 44 | 4,717 | 85.0% |
| H.21 | 25,241 | 3,912 | 743 | 44 | 45 | 4,744 | 85.5% |
| H.22 | 25,367 | 3,932 | 746 | 44 | 45 | 4,767 | 85.9% |
| H.23 | 25,517 | 3,955 | 751 | 44 | 46 | 4,796 | 86.4% |
| H.24 | 30,842 | 1,234 | 0 | 0 | 0 | 1,234 | 22.2% |
| H.25 | 31,004 | 1,240 | 0 | 0 | 0 | 1,240 | 22.3% |
| H.26 | 31,162 | 1,246 | 0 | 0 | 0 | 1,246 | 22.5% |
| H.27 | 31,319 | 1,253 | 0 | 0 | 0 | 1,253 | 22.6% |
| H.28 | 31,407 | 1,256 | 0 | 0 | 0 | 1,256 | 22.6% |
| H.29 | 31,491 | 1,260 | 0 | 0 | 0 | 1,260 | 22.7% |
| H.30 | 31,571 | 1,263 | 0 | 0 | 0 | 1,263 | 22.8% |
| H.31 | 31,647 | 1,266 | 0 | 0 | 0 | 1,266 | 22.8% |
| H.32 | 31,717 | 1,269 | 0 | 0 | 0 | 1,269 | 22.9% |
| H.33 | 31,789 | 1,272 | 0 | 0 | 0 | 1,272 | 22.9% |

注 1) 焼却灰は、平成 18 年から平成 23 年までは、15.5%であり、平成 24 年度以後は飛灰として 4%である。

注 2) 平成 23 年までは焼却のため、焼却量及び埋立量は上記計算式とは合わない。平成 24 年以後は、溶融のため上記の計算に基づく。

(3) 最終処分場整備計画の概要

ア 第 3 期しゃ水シート工事

組合の第 2 御前石最終処分場は、次の図に示すとおり現在第 2 期工事分において埋立を行っており、平成 22 年 11 月に完了すると推察される。

このため、第 3 期しゃ水シート工事について、平成 20 年度に実施設計、平成 21 年度にしゃ水シート工事を行い、平成 22 年度に供用開始する計画とする。

| 工事 | 年度 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第1期 | 工事 | ■ | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 埋立 | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2期 | 工事 | | | | | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 埋立 | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | | | |
| 第3期 | 工事 | | | | | | | | | | | ■ | | | | | | | | | | | |
| | 埋立 | | | | | | | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | |

実施設計

[図 2 - 4 - 4] 最終処分場の施設整備工事・埋立工程 (案)

イ 最終処分場再生事業

熱回収施設の計画に併せて、現在の処分場埋立物を掘り起こし、熱回収施設で溶融することにより、最終処分場の長期延命を図るとともに、スラグ及び金属類として再生利用する。

計画の概要は、次のとおりである。

- a 最終処分場内に建屋を建設し、内部に振動ふるい設備を設け、掘り起こした埋立物を分類する。
- b 大塊などの溶融不適物を除き、残る埋立物は熱回収施設に搬入し、溶融を行い、スラグ及び金属類を再利用する。
- c 熱回収施設の飛灰は、処分場の一部に埋め立てる。
- d 振動ふるい建屋内部は、埋立物が飛散しない構造とする。